

2 章 テーマ別分析

1. 母親の就業状況は子どものスポーツ実施にどう関わっているのか

—専業主婦、非正規雇用、正規雇用間の比較—

名古屋芸術大学芸術学部 講師 加藤 一晃

1.1 就業する母親の増加

筆者が普段利用する駅で、ある日ふと気づいたことがある。駅の駐輪場で、以前はただの通路だった壁側の床に黄色いテープが貼られ、簡易的な駐輪スペースが新たにつくられているのである。そのスペースは、午前9時ごろにはチャイルドシートがついた自転車がいっぱいになる。子ども乗せ自転車で駐輪場にやってくるのは主に女性だ。しかし、チャイルドシートに子どもの姿はない。そして午後5時ごろになると、壁沿いにびっしりと駐輪されていた子ども乗せ自転車は、あっという間に姿を消す。

新たなスペースの利用者の多くは、おそらく、未就学児をもちながら就業する母親である。朝自転車で子どもを乗せて保育所に送り届け、その足で駅に向かって出勤する。夕方には退勤して駅に戻り、自転車で子どもを迎えに行く。そうした生活を送る母親が増加したからこそ、新たな駐輪スペースが必要になったのだろう。最近はそのスペースが不足しているようで、混雑時には別の駐輪場の利用を求める掲示がみられるようになった。

落合(2019)によれば、戦後日本社会では女性の「主婦化」が起こった。高度成長期以降、日本社会は農家や自営業中心から、企業などに雇われて働く雇用労働者(サラリーマン)中心の社会に転換する。それに伴い、高校や短大、大学を卒業後、短期間働いたのち、結婚・出産を期に離職して主婦になり、家事や育児に専念する女性が増加した。のちに再び就業するにしても、主婦の役割から逸脱しない範囲でパートとして働くことが多かった。

しかし近年、出産後も就業を継続する母親が増加している。国立社会保障・人口問題研究所(2023、p.85)の出生動向基本調査によれば、第1子出産後の就業継続率(育児休業利用者や仕事が変わっている場合も含む)は、1980～90年代には約25%だった。しかし2000年代に少しずつ上昇し始め、2010年代に大幅に上昇している。2015～2019年に出産した女性では、約半数が就業を継続するようになっている。特にその傾向が顕著なのは、正規雇用で働く女性である。妊娠前に正規の職員だった女性のうち、第1子1歳時にも正規の職員である割合は、1985～89年出産者の35.5%に対し、2015～19年出産者では74.8%に達している(同上、p.87)。

そして2025年現在、母親の就業継続率が顕著に上昇した2010年代に生まれた子どもたちのほとんどは、学齢期に達している。彼らはいかなる被教育経験を得ているのだろうか。本節では、母親の就業状況、すなわち母親が専業主婦なのか、それともパート・アルバイトとして働いているのか、あるいは正規雇用で働いているのかによって、中学生のスポーツ実施率がどう異なるのかを分析する。それにより、女性の就業継続拡大に伴う教育環境の変動の一端を描出したい。

1.2 新たな格差の拡大

ところで、母親の就業継続拡大という変動を前にしたとき、格差の視点は欠かせない。というのも、母親の就業継続は、新たな格差のきっかけになりうるからである。

かつての日本社会では、いわゆる「ダグラス＝有沢の法則」が成り立つことが知られていた。これは、夫の所得が高いほど、妻の就業率が低くなる傾向を指摘したものである。重要なのは、こうした就業パターン

が世帯間の格差を縮小する機能をもっているということだ。夫の所得が高ければ妻は働いて所得を得ることは少ないが、夫の所得が低い場合は妻が働いて補おうとする。その場合、世帯単位でみると格差は縮小する(筒井 2015)。

ところが近年、この「ダグラス＝有沢の法則」が崩れつつあると指摘されている。つまり、夫の所得が高くても妻が就業するようになった結果、ともに高い所得をもつ男女からなる「パワー・カップル」(橘木・迫田 2013)が増加したというのである。最近では、夫の収入と妻の就業率の関連を 1960 年代生まれ、1970 年代生まれ、1980 年代生まれの間に比較した研究がある(樋口ほか編 2023)。それによると、全体的にみれば 1980 年代生まれでも夫の収入が高いと妻の就業率は低い傾向がある。しかし、若い世代の大卒女性では、夫の収入によらず就業する傾向が現れている。特に夫が高い収入を得ている世帯において、正規雇用で働く女性が多い点が注目される。稲葉(2024)は、母親が大卒かつ正規雇用の世帯では世帯年収がきわめて高いことから、男女共同参画の推進が意図せざる結果として世帯の所得格差拡大をもたらしており、それが子どものライフコースにも影響を及ぼす可能性を指摘する。

このように就業する女性の増加に伴う世帯間格差の拡大が指摘され、その子どもへの影響も論じられている。しかし、必ずしも実証されているわけではない。これまでスポーツを含めた子どもの被教育経験に対して家族がもたらす影響はたびたび検討されているものの(片岡 2010、宮本 2023 など)、主に取り上げられたのは保護者の学歴や世帯年収であった。母親の就業状況が子どもの被教育経験にもたらす影響を検討した研究もいくつかある(平尾 2004、鎌田 2022 など)。しかし、そうした研究では専業主婦か有業か、パートタイムかフルタイムかに注目しており、近年増加している母親が正規雇用で働くケースに焦点を当てた研究は、管見の限りまだ行われていない。この点で本節の分析は新規性をもつ。

1.3 保護者の就業状況

まず図表Ⅱ-1-1 に、父親と母親の就業状況を示した。父親の 82.4%は「正社員・正職員」の職に就いている。それに対し、母親では「パート・アルバイト」が最も多い 39.3%を占め、「専業主婦」が 27.0%で次にくる。しかし、父親と比べればきわめて少ないものの、「正社員・正職員」の母親も 24.5%おり、約 4 分の 1 に達しているのが注目される。なお、厚生労働省の 2023 年国民生活基礎調査によれば、末子が 12～14 歳

図表Ⅱ-1-1 保護者の就業状況

父親の就業状況	(%)	母親の就業状況	(%)
正社員・正職員	82.4	正社員・正職員	24.5
契約社員・嘱託、非常勤	1.7	契約社員・嘱託、非常勤	3.0
派遣社員	0.6	派遣社員	1.7
パート・アルバイト	1.2	パート・アルバイト	39.3
自営業(家族従業者を含む)	6.4	自営業(家族従業者を含む)	3.1
専業主夫	1.4	専業主婦	27.0
その他	0.4	その他	0.3
いない(母子世帯)	6.0	いない(父子世帯)	1.0
合計	100.0	合計	100.0

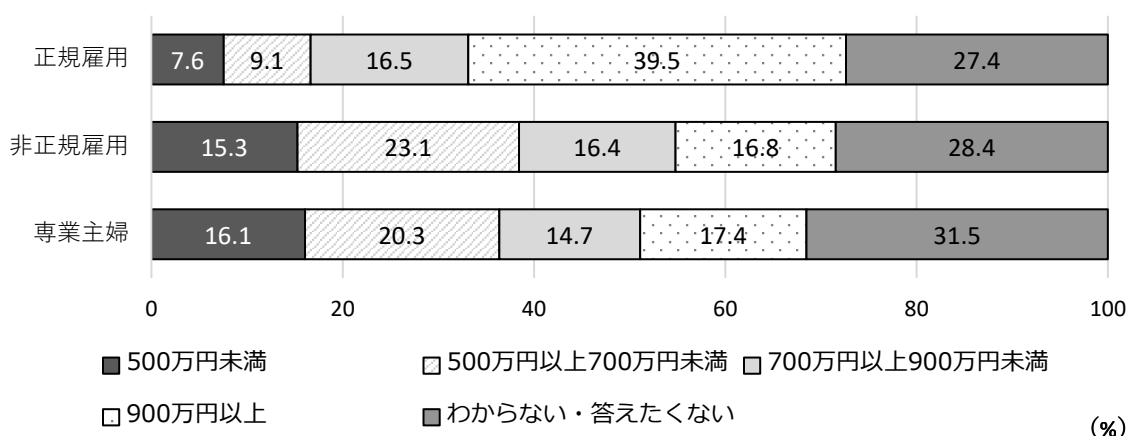
の世帯の母親のうち、「正規の職員・従業員」の割合は 29.6%である¹。集計対象が異なるため厳密な比較はできないが、本調査の数値が特異なものではない点を指摘しておきたい。

本調査は 2025 年 1 月に中学生を第 1 子にもつ保護者を対象に実施された。出産年度は 2009 年から 2011 年ということになる。ちょうど仕事と子育ての両立支援政策が充実してきた時期である。たとえば、育児休業給付の給付率が段階的に改善された。1995 年の給付率 20%から 2001 年には 30%となり、さらに 2007 年には 30%、2010 年には 50%となっている(いずれも休業中の給付率。詳細な政策展開については佐藤・武石編(2024)を参照)。加えて、2010 年には従業員数 101 人以上の事業所で育児短時間勤務の措置が義務化されている(2012 年以降は従業員数 100 人以下の事業所でも義務化)。

これらの政策の効果を検証した永瀬(2014)によれば、育児短時間勤務の義務化は第 1 子出産に対しては有意な影響をもたらしているが、就業継続に対する効果は認められなかった。しかし 2005 年から 2010 年の間に、出産後も正社員就業を継続する割合は企業規模を問わず上昇している。ここから、2000 年代の育児休業給付の増額が正社員の出産後就業継続率を上昇させたのではないかと示唆している。本調査の「正社員・正職員」の母親の中には、こうした政策を追い風に就業を継続してきたケースが含まれていると予想される。

それでは、正規雇用で就業する母親の増加は、世帯年収の格差につながっているだろうか。図表Ⅱ-1-2 は、母親の就業状況別にみた世帯年収である。なお以下では、正規雇用(正社員・正職員)、非正規雇用(契約社員・嘱託、非常勤／派遣社員／パート・アルバイト)、専業主婦の三つの区分を用いる。母親が自営業であるケースや母親がいないケースは、該当者が少ないため割愛する。加えてこれ以降、父親が就業していない世帯や、父親がいない世帯(母子世帯)も除外する。本節では母親の就業により新たに生じている家族形態に関心があり、その特徴をつかむには従来の家族形態、すなわち父親が唯一の稼得者である世帯との比較が必要だからである。

図表Ⅱ-1-2 母親の就業状況別にみた世帯年収



注1) 両親がいる世帯。就業状態のうち「自営業(家族従業者を含む)」と「その他」は少数のため除外した。

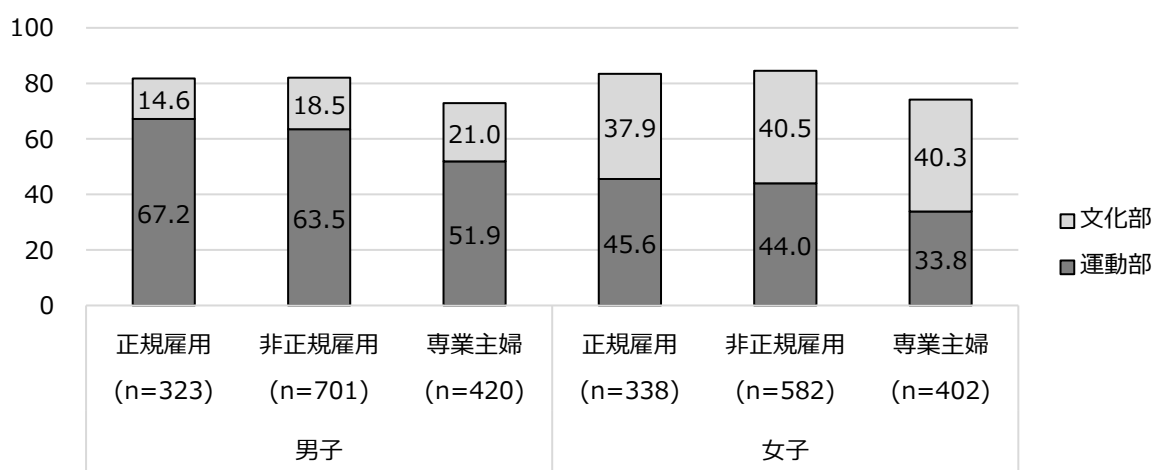
¹ 厚生労働省、2023(令和5)年国民生活基礎調査、世帯表第95表より算出。

世帯年収をたずねたほかの調査と同じく「わからない・答えたくない」が多い点には留意が必要だが、グラフには母親の就業状況による違いが表れている。非正規雇用、もしくは専業主婦の場合、ばらつきが大きい。500万円以上700万円未満の層が約2割で最も多い一方で、その他の世帯年収区分も15%前後を占めている。世帯年収900万円以上の割合は17%程度である。それに対し母親が正規雇用の場合、世帯年収900万円以上の割合が39.5%に達しており、非正規雇用世帯、専業主婦世帯を大きく上回っている。ここから、先行研究で指摘された「パワー・カップル」の存在を確認することができる。

1.4 子どものスポーツ経験の違い

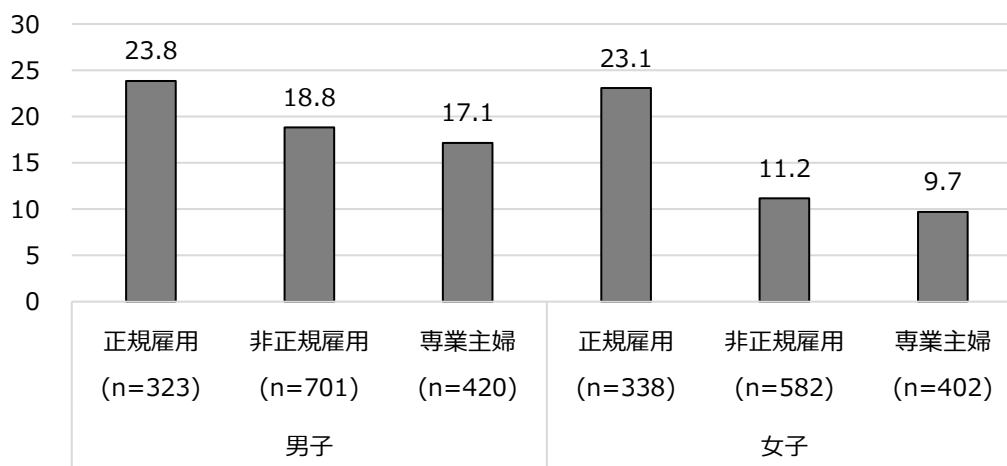
それではここから、母親の就業状況と中学生のスポーツ実施状況の関連を検討しよう。図表Ⅱ-1-3に、母親の就業状況別に運動部加入率と文化部加入率を示した。男子の結果をみると、運動部加入率は正規雇用世帯で高く、専業主婦世帯で低い。専業主婦世帯では文化部加入率がやや高いものの、運動部加入率が低いために、運動部・文化部を合わせた部活動加入率も低くなっている。女子の場合、正規雇用世帯と非正規雇用世帯の間で大きな差はない。しかし、専業主婦世帯で運動部加入率が10ポイントほど低い。その分、部活動加入率も低くなっている。

図表Ⅱ-1-3 母親の就業状況別にみた部活動加入率(%)



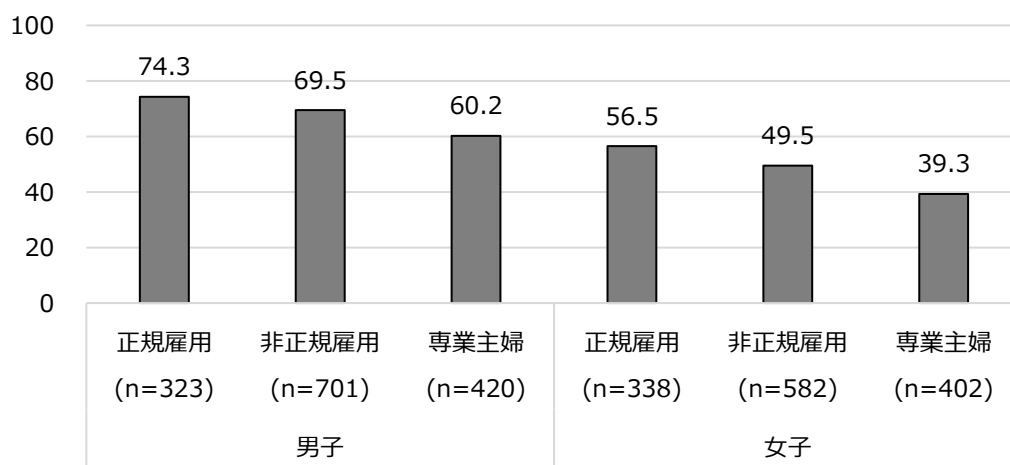
次に図表Ⅱ-1-4 に、母親の就業状況別のスポーツクラブ加入率を示した。なお、部活動加入率のグラフは縦軸の上限が 100%であったのに対し、このグラフでは 30%であることに留意されたい。ここでも母親の就業状況によって加入率が異なる。最も加入率が高いのは正規雇用世帯で、専業主婦世帯が最も低い。特に女子の場合、正規雇用世帯とそれ以外との差が顕著である。運動部、スポーツクラブのいずれも、専業主婦世帯で加入率が低く、正規雇用世帯で高い傾向がある。

図表Ⅱ-1-4 母親の就業状況別に見たスポーツクラブ加入率(%)



加えて、運動部かクラブの少なくとも一方に加入している割合をまとめたのが図表Ⅱ-1-5 である。やはり正規雇用世帯で最も加入率が高く、専業主婦世帯で最も低い。男女ともに、正規雇用世帯と専業主婦世帯の間に約 15 ポイントの差がある。運動部やクラブでのスポーツは、母親が正規雇用で働く中学生において多く経験されているといえる。

図表Ⅱ-1-5 母親の就業状況別に見たスポーツ実施率(%)



注1) 運動部またはスポーツクラブのいずれか(もしくは両方)に加入している割合。

中学校入学以前のスポーツ経験についてもみてみよう。図表Ⅱ-1-6 は小学校入学前、および小学生時のスポーツ経験率をまとめたものである。いずれも、正規雇用世帯で最も経験率が高く、専業主婦世帯で最も低い。母親の就業状況によるスポーツ経験の違いは、小学校入学以前から始まっているのである。

図表Ⅱ-1-6 小学校入学前・小学生時のスポーツ経験率(%)

母親就業状況	男子			女子		
	小学校入学前	小学生時	(n)	小学校入学前	小学生時	(n)
正規雇用	54.2	69.3	(323)	45.0	69.3	(338)
非正規雇用	53.6	63.9	(701)	40.7	63.9	(582)
専業主婦	47.1	59.8	(420)	36.8	59.8	(402)

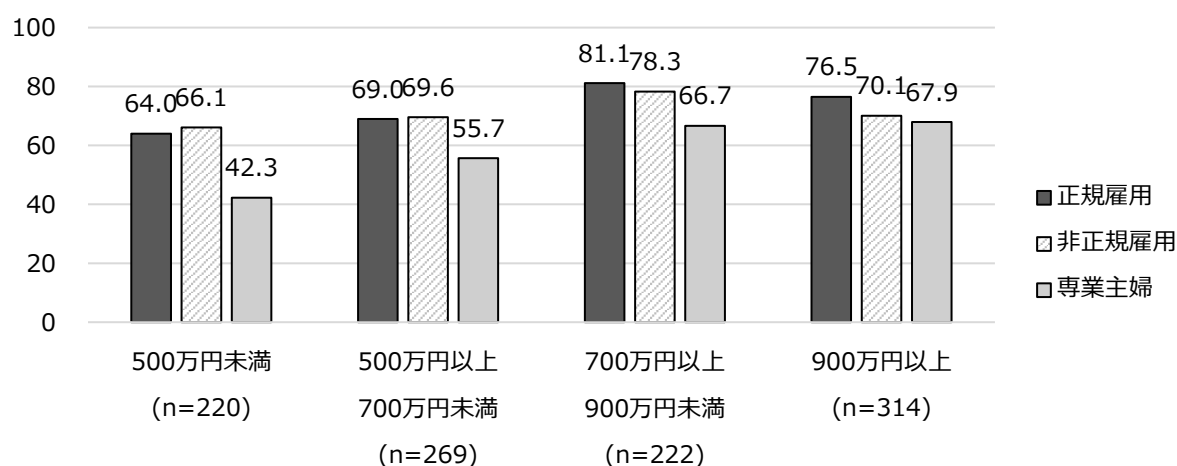
1.5 運動部・クラブ加入を規定するのは就業か世帯年収か

このように、母親の就業状況によって、運動部・クラブ加入率に差がみられる。しかし先にみたように、世帯年収も母親の就業状況によって異なる。母親の就業状況による運動部・クラブ加入率の違いは、単に世帯年収の違いが表れただけかもしれない。

そこで、図表Ⅱ-1-7 と図表Ⅱ-1-8 を作成した。これは世帯年収を四つのグループに分けた上で、母親の就業状況別のスポーツ実施率を示したものである。いずれも図表Ⅱ-1-5 と同じく、運動部とクラブの少なくとも一方でスポーツを行っている中学生の割合である。同じくらいの世帯年収でグループ化してあるので、世帯年収の影響をあまり受けない形で、母親の就業状況と実施率の関係をみることができる。

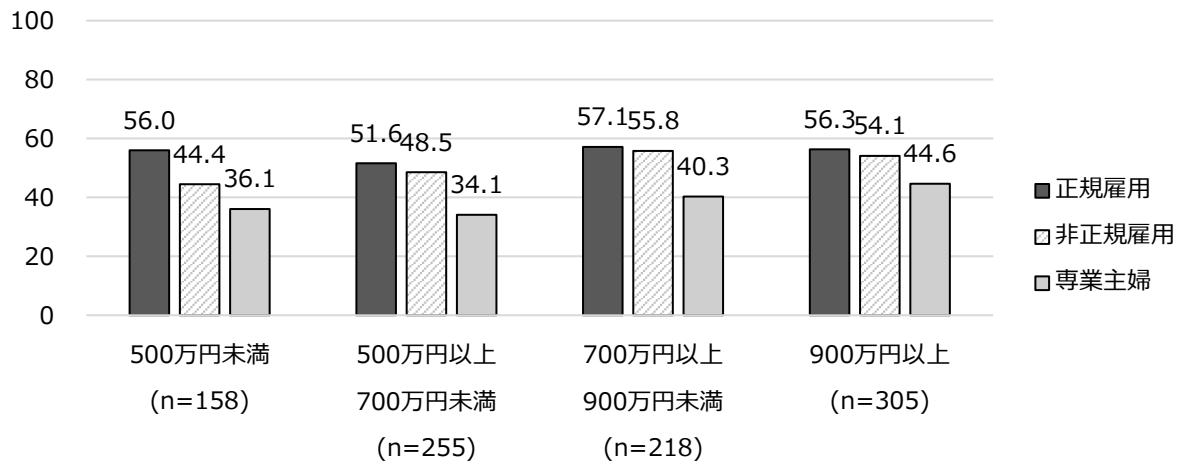
興味深いことに、同じ世帯年収グループ内でも、母親の就業状況による実施率の違いがみられる。これは、母親の就業状況による実施率の違いが、必ずしも世帯年収の違いによって生じているわけではないことを示唆している。

図表Ⅱ-1-7 世帯年収グループ別、母親の就業状況別にみたスポーツ実施率(男子、%)



注1) 世帯年収が「わからない・答えたくない」の場合は除外した。

図表Ⅱ-1-8 世帯年収グループ別、母親の就業状況別にみたスポーツ実施率(女子、%)



注1) 世帯年収が「わからない・答えたくない」の場合は除外した。

実施率が高いのは正規雇用世帯か非正規雇用世帯である。世帯年収が 700 万円以上のグループでは、正規雇用世帯の割合がやや高い。図表Ⅱ-1-4 でみたように、正規雇用世帯ではスポーツクラブの加入率が高いためだと思われる。世帯年収 700 万円未満の層の場合、男子は非正規雇用世帯、女子は正規雇用世帯のほうが実施率が高い。しかし、当該世帯年収グループでは正規雇用世帯が少ないため、今回の結果から高低を判断するのは慎重にならなければならない²。

注目されるのは、どの世帯年収グループでも専業主婦世帯で最も実施率が低い点である。また専業主婦世帯では、世帯年収が低いほど正規雇用世帯や非正規雇用世帯との差が広がっていく。世帯年収 900 万円以上のグループでは比較的差が小さいが、世帯年収 900 万円未満の各グループでは、正規雇用世帯や非正規雇用世帯と比べて、10 ポイント以上実施率が低くなっている。世帯年収が低く、かつ専業主婦の世帯において、特にスポーツ実施率が低いのである。

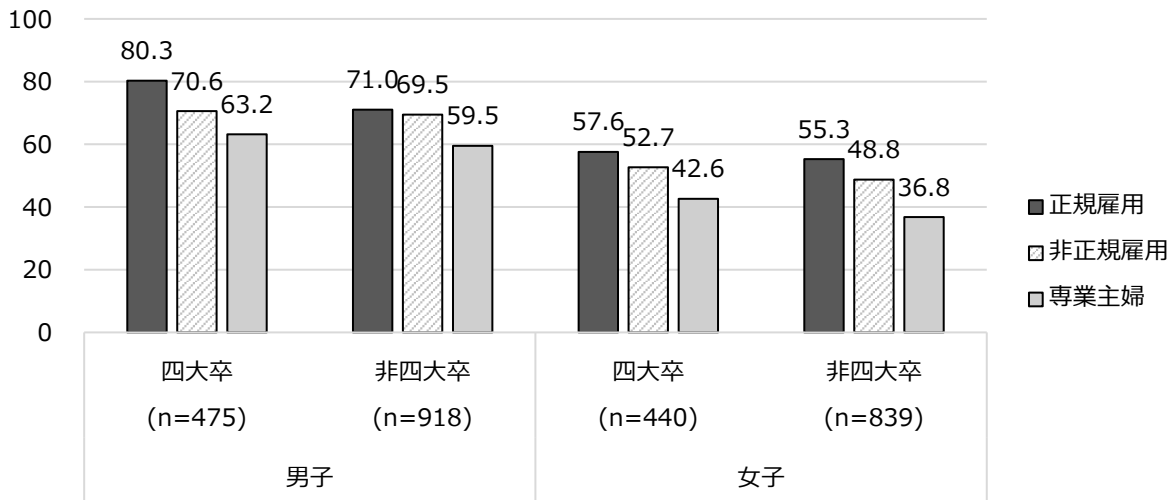
1.6 母親の学歴と地域による違い

ちなみに、母親の就業状況はその学歴とも関わっている。正規雇用で働く母親は四年制大学卒業者のほうが多い(四大卒 31.1%、非四大卒 20.1%)。それに対し、非正規雇用で働く母親は非四大卒が多い(四大卒 40.5%、非四大卒 50.0%)。専業主婦の割合はほぼ同じである(四大卒 29.9%、非四大卒 28.3%)。

そこで、母親の学歴別、母親の就業状況別にスポーツ実施率(運動部もしくはクラブの加入率)を集計したのが図表Ⅱ-1-9 である。同じ四大卒グループ、および非四大卒グループの中でも、母親就業状況によって実施率が異なる。正規雇用世帯で最も実施率が高く、専業主婦世帯で最も実施率が低い。正規雇用世帯と専業主婦世帯の間の違いは、学歴の違いによって生じているわけでもないようだ。

² 煩雑さを避けるため図表では省略しているが、500 万円未満のグループで正規雇用世帯は男子・女子それぞれ 25 ケースだった。500 万円以上 700 万円未満のグループでは、正規雇用世帯は男子 29 ケース、女子 31 ケースである。それに対し、700 万円未満の非正規雇用世帯と専業主婦世帯、および 700 万円以上の各世帯類型では、53～161 ケースが確保できている。

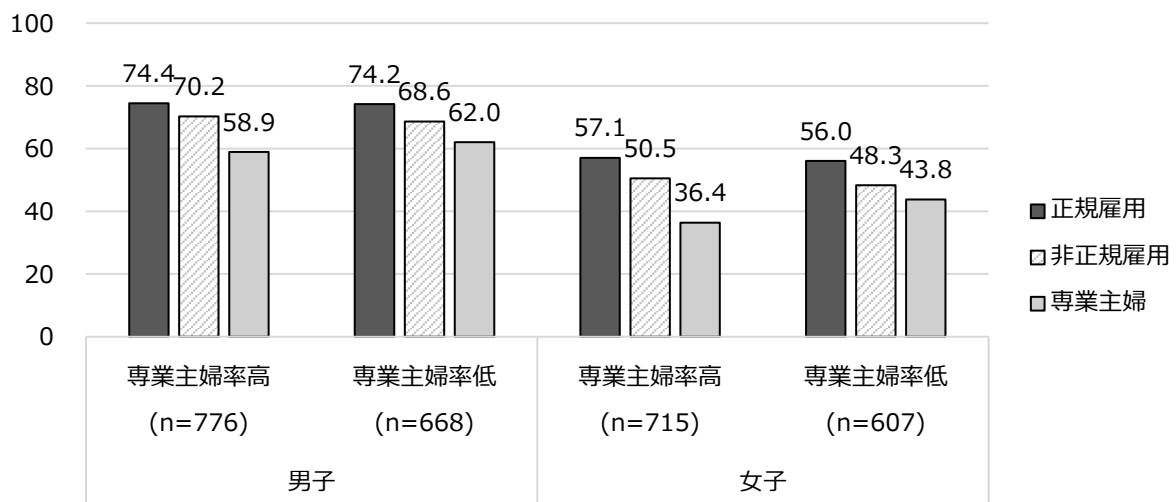
図表Ⅱ-1-9 母親の学歴、就業状況別にみたスポーツ実施率(%)



加えて、母親の就業状況について検討する際に気になるのは地域による違いである。一般に都市部ほど、専業主婦率は高いといわれている。2022年の「就業構造基本調査」から末子が6～14歳の世帯の専業主婦率を計算すると、最も高いのは東京都の26.4%、最も低いのは福井県の7.3%である³。母親の就業状況による実施率の違いは、こうした地域差が反映されている可能性もある。

そこで都道府県を専業主婦率の高低によって二つに分け⁴、母親の就業状況別にスポーツ実施率をみたのが図表Ⅱ-1-10である。専業主婦率が高い地域でも低い地域でも、母親の就業状況によってスポーツ実施率が異なる。やはりここでも、実施率は専業主婦世帯で最も低く、正規雇用世帯で最も高い。母親就業状況によるスポーツ実施率の差は、単に地域の違いが反映されているわけでもないことになる。

図表Ⅱ-1-10 地域別、母親の就業状況別にみたスポーツ実施率(%)



³ 令和4年就業構造基本調査 地域結果 第158表より、末子が6～14歳の「夫婦と子供から成る世帯」および「夫婦、子供と親から成る世帯」のうち、妻が無業者の割合を算出した。

⁴ 令和4年就業構造基本調査 地域結果 第158表をもとに、専業主婦率が20%を超えた都道府県を「高」グループに分類した(北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、福岡県)。

1.7 スポーツを実施しない／できない理由

専業主婦世帯では、なぜスポーツ実施率が低いのだろうか。図表 II-1-11 に、運動部、クラブとも非加入の中学生をもつ保護者の回答から、スポーツをさせていない理由をまとめた。①～④の四つの質問項目は、本人がスポーツ以外をやりたがっているといった、スポーツをさせないことに関する積極的な理由の有無をたずねている。それに対し⑤～⑦の三つの質問項目は、費用や負担の大きさなどによりスポーツをさせたくてもさせられないといった、消極的な理由をたずねている。なお、これらの質問項目は運動部、クラブのいずれにも入っていない保護者にだけたずねているため、スポーツ実施群との比較はできない。

図表 II-1-11 スポーツをさせていない理由(運動部・クラブとも非加入の保護者、%)

	正規雇用 (n=229)	非正規雇用 (n=507)	専業主婦 (n=410)
① 体育や通学、外遊びで体を動かしているので問題ない	38.0	32.0	36.8
② 大人になって運動やスポーツを始めることもあるので、今は無理にさせなくてよい	54.6	58.2	61.0
③ 本人がほかに集中したい活動があるので、それを応援したい	75.1	75.7	82.0
④ 運動部やスポーツクラブで活動するより、本人のペースで過ごすことができる	74.2	78.5	81.2
⑤ 子どもに合う運動部やスポーツクラブがなく、入部を断念した	24.9	32.9	34.4
⑥ 費用の負担が大きく、運動やスポーツをさせることが難しい	27.1	33.3	35.1
⑦ 送迎や保護者の係の負担が大きく、運動やスポーツをさせることが難しい	38.0	41.6	46.8
⑥、⑦いずれかまたは両方	41.9	46.9	51.0

注1)「とてもそう思う」と「まあそう思う」を合計した%。

スポーツをさせていない理由として最も多かったのは、③「本人がほかに集中したい活動があるので、それを応援したい」や④「運動部やスポーツクラブで活動するより、本人のペースで過ごすことができる」であり、それぞれ 7～8 割を占めている。スポーツ以外のことをやりたい本人の気持ちや、本人のペースで過ごすことを尊重した結果、スポーツをさせないという選択に至ったケースが多いと推察される。

ただし、費用や負担のためスポーツをさせたくてもさせられない、というケースも一定数みられる。⑦「送迎や保護者の係の負担が大きく、運動やスポーツをさせることが難しい」は、どの世帯も 4 割前後が肯定している。⑥「費用の負担が大きく、運動やスポーツをさせることが難しい」も、3 割前後が肯定している。ちなみに、⑥と⑦のいずれかまたは両方を選択したケースは 4～5 割である。

正規雇用世帯と専業主婦世帯を比べると、①を除くいずれの質問項目でも、専業主婦世帯では肯定率が 6～10%高い。専業主婦世帯では、本人の意思や生活スタイルを尊重しようとする意識が強かったり、費用や送迎等の負担を強く感じていることが多く、それがスポーツ実施率の低さにつながっているのだと思われる。

ここで、周(2019)の「貧困専業主婦」に関する調査研究が参考になる。周(2019)は、現代日本社会における専業主婦の貧困化を指摘している。日本では長らく労働者の平均所得が低下しており、平均的な暮らしを送るだけの収入を得ている男性は 4 割強にすぎない。そのため共働き世帯のほうが経済的優位

性が高いのだが、それでも専業主婦世帯が依然として多くを占めているために、格差や貧困の拡大を招いているという。

周(2019)のインタビュー調査によると、専業主婦世帯の中には、貧困状態にありながらも、子どもの病気や母親自身のメンタルヘルス問題、保育所の不足など、さまざまな要因から就労できないケースも多い。そして、低収入の専業主婦世帯において、小中学生の子どもたちが習い事や塾を利用できなかったり、部活動や友達付き合いが満足にできないケースも取り上げられている(p.46、pp.80-81)。専業主婦世帯でのスポーツ実施率の低さには、こうしたケースの存在が反映されている可能性がある。

1.8 結果のまとめと考察

本節では、母親の就業状況に注目して、中学生のスポーツ実施状況を分析した。近年母親が正規雇用で就業する世帯が増加しており、まさにそうした世帯で中学生が運動部やスポーツクラブに加入しやすい傾向がみられた。逆に最も運動部やスポーツクラブに加入しにくいのは専業主婦世帯であった。

母親の就業状況は、なぜ子どものスポーツ実施の差異につながっているのか。先行研究の議論からは、母親が正規雇用で働く世帯は高い収入を得ており、それが子どもの被教育経験に影響をもたらしていることが予想された。しかし本調査データでは、母親の就業状況は世帯年収を考慮してもなおスポーツ実施に結びついていて、母親が正規雇用で就業する世帯ではスポーツ実施率が高いが、そこには高い収入を得ているからという以上の理由があるものと推察される。

そしておぼろげながらみえてきたのは、専業主婦世帯のスポーツ実施を抑制する事情の存在である。まず、専業主婦世帯の教育方針である。子どもにスポーツをさせていない専業主婦世帯では、スポーツ以外に子どもがやりたいことや、子ども自身のペースで過ごすことを重視している傾向がみられた。他方で専業主婦世帯では、スポーツ実施に時間や費用の負担を感じていることも多かった。周(2019)が指摘しているように、専業主婦世帯の中には子どもや母親自身の病気などにより就労できないケースがある。その場合、送り迎えなどのサポートが難しく、子どもにスポーツをさせるのは困難になる。

また本節では具体的なデータを示せてはいないが、母親が正規雇用で働く世帯には、子どもにスポーツをさせることへの強い動機付けがあることも予想される。たとえば共働き世帯の増加は、両親が働いている間に子どもを監督したり、その間の経験の質を高めることへの需要を高めるといわれる(Noam and Triggs 2020, p.288)。運動部やスポーツクラブは、いわば「学童保育」のような場として利用されているのかもしれない。

最後に、本節の分析から導かれる、研究上もしくは政策上の示唆を述べておく。

第一に、子どもの被教育経験に対する保護者の影響を検討する際に、母親の就業状況に注目する必要性である。子どもの被教育経験に対する保護者の影響は、これまで頻繁に検討されてきたが、多くは世帯年収や保護者の学歴に注目してきた。しかし、それらの従来から用いられてきた SES 指標だけでなく、母親の就業状況も子どもの被教育経験を左右する要因となっている。出産後も正規雇用で就業を継続する母親は近年さらに増加しており、その影響は今後よりいっそう明瞭になってくると思われる。

第二に、専業主婦世帯に対する支援のあり方を検討する必要がある。これまで少子化対策の一環として、女性の就労に関してさまざまな支援策が打ち出されてきた(佐藤・武石 2024)。そうして母親の就労が増加した結果、子どもの貧困率が低下しているとも指摘されており(小林ほか 2023)、有意義な政策であることは間違いない。しかし、専業主婦世帯の中には、貧困状態にありながらも、子どもの病気や母親自

身のメンタルヘルス問題など、さまざまな要因から就労できないケースも多い(周 2019)。そのような専業主婦世帯にとって、就業支援策から得られるメリットはほとんどない。就業支援以外の方法での支援策も検討される必要があろう。

〔引用文献〕

樋口美雄・田中慶子・中山真緒編 (2023) 日本女性のライフコース—平成・令和期の「変化」と「不変」. 慶應義塾大学出版会.

平尾桂子 (2004) 家庭の教育戦略と母親の就労:進学塾通塾時間を中心に. 本田由紀編, 女性の就労と親子関係—母親たちの階層戦略. 勁草書房, pp.97-113.

稲葉昭英 (2024) 男女共同参画の進展と子どものライフコースの不平等:計量家族研究からみた福祉社会学研究の課題. 福祉社会学研究, 21: 13-29.

鎌田健太郎 (2022) 母親の就労と学校外教育利用:子どもの成長を考慮したパネルデータ分析より. 「子どもの生活と学びに関する親子調査」(パネル調査)を用いた親子の成長にかかわる要因の二次分析 研究成果報告書. pp.17-29. 東京大学社会科学研究所 附属社会調査・データアーカイブ研究センター, <https://csrda.iss.u-tokyo.ac.jp/pdf/RPS080.pdf>, (参照日 2025 年 6 月 13 日).

片岡栄美 (2010) 子どものスポーツ・芸術活動の規定要因:親から子どもへの文化の相続と社会化格差. Benesse 教育研究開発センター編, 研究所報 学校外教育活動に関する調査 調査報告書. pp.10-24.

小林庸平・平安乃・横山重宏 (2023) 「子どもの貧困率」はなぜ下がっているのか?:統計的要因分析. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/08/seiken_230814_02_01.pdf, (参照日 2025 年 6 月 13 日).

国立社会保障・人口問題研究所 (2023) 現代日本の結婚と出産:第 16 回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書, https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_ReportALL.pdf, (参照日:2025 年 4 月 18 日)。

宮本幸子 (2023) 運動部活動と格差:「青少年のスポーツライフ・データ」における加入率をもとに. 現代スポーツ評論. 48: 58-67.

永瀬伸子 (2014) 育児短時間の義務化が第 1 子出産と就業継続、出産意欲に与える影響:法改正を自然実験とした実証分析. 人口学研究, 37(1): 29-53.

Noam, G. and B. B. Triggs (2020) Extended education: A thought piece about terminology, typology, and transformation. S. H. Bae et al. eds. International developments in research on extended education: Perspectives on extracurricular activities, after-school programmes, and all-day schools. Verlag Barbara Budrich: Opladen, pp.287-298.

落合恵美子 (2019) 21 世紀家族—家族の戦後体制の見かた・超えかた 第 4 版. 有斐閣.

佐藤博樹・武石恵美子編 (2024) シリーズダイバーシティ経営 仕事と子育ての両立. 中央経済社.

周燕飛 (2019) 貧困専業主婦. 新潮社.

橋木俊詔・迫田さやか (2013) 夫婦格差社会:二極化する結婚のかたち. 中央公論新社.

筒井淳也 (2015) 仕事と家族:日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか. 中央公論新社.

2. 中学生のスポーツ機会に地域差はみられるのか —加入状況・保護者の関与・費用の分析を通して—

笹川スポーツ財団 シニア政策ディレクター 宮本 幸子

2.1 はじめに

近年、子どものスポーツ格差に関する議論が広がり、解決すべき社会課題として官民双方で多様な取り組みが始まりつつある。そのひとつの観点が地域間格差であり、居住地の環境によって子どものスポーツ機会が制限されることが懸念されている。本節ではこの「地域差」に着目する。

先行研究においても、地域差の視点は折に触れて取り上げられてきた。たとえば部活動に関しては、複数の県の間で運営形態や予算、教師の意識などに違いがあることが報告されている（西島ほか 2007、中澤ほか 2008）。また、全国調査データの人口規模別の分析からは、中学 1～2 年生の部活動加入率に明確な差はみられず、部活動は習いごとや学習塾に通っていない中学生にも体験活動の機会を提供すると指摘されている（西島 2015）。近年では、学校長を対象にした調査を北海道・東北などの地域ブロック別に分析し、運動部や文化部の数におおむね違いはなく、加入率はいずれも高水準とする結果もある（常浦ほか 2024）。

しかし、全国調査を用いた分析は依然として少なく、さらに本調査で扱ってきた保護者の視点から捉えた活動状況を詳細に検討した研究はほぼみられない。本節では子どものスポーツ機会や、それをささえる保護者の関与は地域によって異なるのか、探索的に明らかにする。

2.2 分析方法

本節では、回答者が居住する市区町村の人口規模別に、部活動・スポーツクラブへの加入状況や保護者の関与、費用を分析する。人口規模については、居住地の回答に総務省「令和 6 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数、令和 5 年（1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）人口動態（市区町村別）（総計）」の数値を割り当てた。指定都市は行政区ではなく市全体の人口を適用し、分析は「3 万人未満」「5 万人未満」「10 万人未満」「20 万人未満」「50 万人未満」「50 万人以上」の 6 区分でクロス集計を行った。自治体によっては、都市部と郊外が混在し居住地で状況が異なるケースもあると推察されるが、本節の分析ではそうした詳細な実態まで捉えきれない点には注意が必要である。

2.3 分析結果

2.3.1 部活動・スポーツクラブの加入状況

最初に部活動・スポーツクラブの加入状況を確認する（図表Ⅱ-2-1）。部活動については、運動部・文化部・非加入のいずれの割合も、居住地の人口規模による明確な差は認められない。運動部の加入率はいずれの人口規模においても 50%台である。スポーツクラブについても人口規模による差はみられず、加入率は 15%前後である。加入率の観点からみた中学生のスポーツ活動実施状況は、人口規模にかかわらずおおむね同程度といえる。

ただし、加入している部やクラブの運営形態には人口規模による違いがみられる。たとえば部活動でみると、「主に顧問の先生が実技指導を行っている」はいずれの群でも約 7 割であるのに対し、「主に外部指導者が実技指導を行っている」は「3 万人未満」で 27.4%とほかの群を 10 ポイント程度上回っている（図表

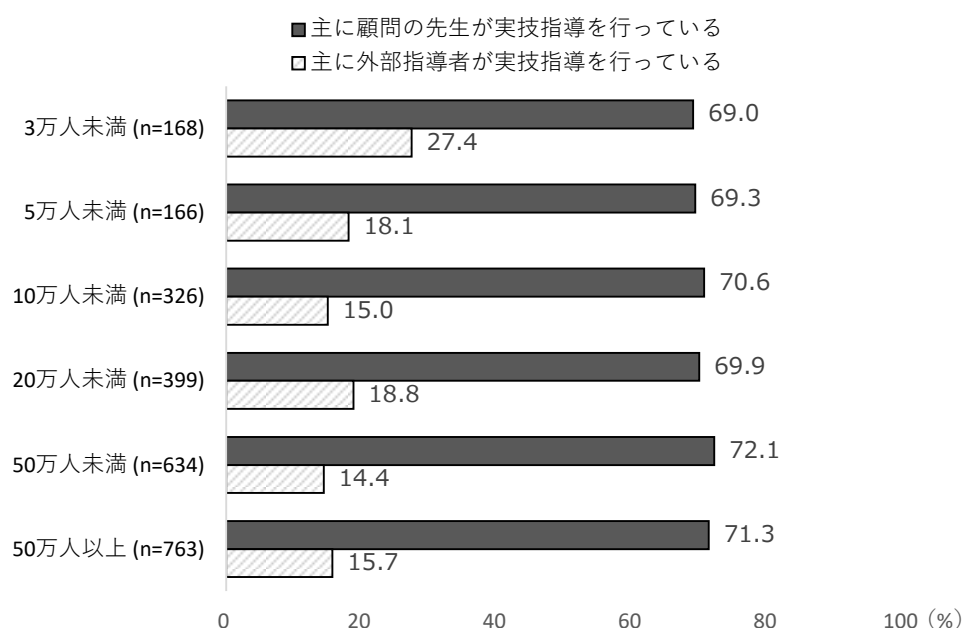
Ⅱ-2-2)。すなわち、人口規模の小さい地域では外部指導者から指導を受けているケースが多いといえる。またスポーツクラブの運営団体をみると、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブを含む「地域の団体や個人グループが中心となって運営するクラブ」は「3 万人未満」で 63.9%、「50 万人以上」では 40.1%となり、人口規模が小さいほど割合が高い(図表Ⅱ-2-3)。反対に「民間企業が運営する営利型のクラブや教室」は「50 万人以上」で最も高く、52.1%と半数を上回る。

図表Ⅱ-2-1 部活動・スポーツクラブの加入状況(人口規模別)

(%)

	人口規模					
	3万人未満 (n=213)	5万人未満 (n=202)	10万人未満 (n=410)	20万人未満 (n=508)	50万人未満 (n=798)	50万人以上 (n=961)
運動部加入	50.0	55.3	53.5	52.6	50.7	52.2
文化部加入	29.4	27.9	25.1	27.3	28.0	27.2
部活動非加入	20.6	16.8	21.4	20.0	21.2	20.6
スポーツクラブ加入	16.7	19.5	17.0	18.3	15.9	14.8
スポーツクラブ非加入	83.3	80.5	83.0	81.7	84.1	85.2

図表Ⅱ-2-2 部活動の指導者(部活動加入者/人口規模別)



注 1) 複数回答。

図表Ⅱ-2-3 スポーツクラブの運営団体(スポーツクラブ加入者/人口規模別)

(%)

	人口規模					
	3万人未満 (n=36)	5万人未満 (n=38)	10万人未満 (n=68)	20万人未満 (n=87)	50万人未満 (n=128)	50万人以上 (n=142)
プロスポーツクラブが運営するクラブ	2.8	7.9	5.9	5.7	6.3	6.3
民間企業が運営する営利型のクラブや教室	33.3	31.6	39.7	44.8	50.8	52.1
地域の団体や個人グループが中心となって運営するクラブ	63.9	60.5	54.4	46.0	42.2	40.1
その他	0.0	0.0	0.0	3.4	0.8	1.4

以下では公立中学校の運動部に所属する子をもつ保護者のデータに限定し、運動部における保護者の関与や家庭での費用負担について、人口規模別に確認する。スポーツクラブについては、ここまでに示したとおり加入率に差はみられないものの運営主体は異なる傾向にあり、単純なクロス集計では変数間の関連の解釈が難しいため、この後の分析では対象外とした。また、同じ部活動でも公立と私立・国立では費用に大きな差があり(1章 1.9 参照)、その影響を除くため対象を公立中学校に限定した。今回分析から除外した対象に関する詳細な分析は、今後の検討課題とする。

2.3.2 保護者の関与

1 章 1.11 で確認した保護者の関与に関する 18 項目のうち、人口規模別で差がみられた 14 項目を図示した(図表Ⅱ-2-4)。「お子様の送迎をする」(3 万人未満 85.3%、50 万人以上 51.7%、以下同)、「お子様以外の部員の送迎をする」(46.1%、28.3%)、「教員や指導者との連絡や情報共有を行う」(37.3%、19.7%)などは、人口規模が小さい自治体ほど割合が高くなる。特に「お子様の送迎」は「3 万人未満」と「5 万人未満」で 8 割を超え、ほとんどの家庭で必要であることがわかる。また、「怪我人や体調不良者の手当てをする」(3 万人未満 18.6%、以下同)、「活動場所の手配や整備をする」(16.7%)、「試合やコンクールの応援を手伝う」(15.7%)などは「3 万人未満」で突出して高い。

いずれの項目でも「3 万人未満」でもっとも割合が高く、人口規模の小さい自治体では、公立中学の運動部活動における保護者の関与が多い傾向にあるといえる。

図表Ⅱ-2-4 保護者の関与(公立運動部/人口規模別)

(%)

	人口規模					
	3万人未満 (n=102)	5万人未満 (n=105)	10万人未満 (n=205)	20万人未満 (n=239)	50万人未満 (n=351)	50万人以上 (n=431)
お子様の送迎をする	85.3	82.9	73.7	62.8	62.1	51.7
お子様以外の部員の送迎をする	46.1	40.0	37.1	27.6	27.1	28.3
怪我人や体調不良者の手当てをする	18.6	2.9	9.3	8.8	7.7	7.7
実技指導や練習補助をする	8.8	4.8	4.4	5.4	3.4	4.4
部の記録用に写真や動画の撮影を行う	19.6	13.3	17.6	8.8	9.4	12.1
荷物や用具の運搬をする	20.6	15.2	15.1	10.5	11.7	12.3
活動場所の手配や整備をする	16.7	4.8	4.9	3.8	3.1	4.9
試合やコンクールの運営を手伝う	10.8	8.6	4.9	3.8	3.1	3.7
試合やコンクールの応援を手伝う	15.7	4.8	5.9	5.4	4.6	6.0
合宿など遠征に帯同する	15.7	8.6	14.1	7.5	6.3	6.7
各種行事の運営や進行を行う	18.6	11.4	13.7	7.5	7.4	10.0
教員や指導者との連絡や情報共有を行う	37.3	29.5	27.3	16.7	21.4	19.7
保護者間の連絡や情報共有を行う	49.0	37.1	35.1	27.2	31.1	29.0
会計を行う	13.7	7.6	9.3	5.9	5.7	6.7

注 1) 「よくする」+「時々する」の%。

2.3.3 家庭が負担する費用

続いて、公立中学の運動部の活動に対して家庭が負担する費用について確認する。1章1.9で確認した各費目について、人口規模別に支出の有無を算出し、支出している人の割合に差がみられた項目を示した(図表Ⅱ-2-5)。

まず「部費」をみると、「5万人未満」56.2%、「3万人未満」54.9%、「50万人以上」50.3%の順に多い。人口規模と直線的な相関がみられるわけではないが、人口規模の小さい地域で支出する割合が高い傾向にある。

図表Ⅱ-2-5 各費目に支出している割合(公立運動部/人口規模別)

	人口規模					
	3万人未満 (n=102)	5万人未満 (n=105)	10万人未満 (n=205)	20万人未満 (n=239)	50万人未満 (n=351)	50万人以上 (n=431)
部費	54.9	56.2	45.9	43.1	43.0	50.3
保護者会費	20.6	18.1	13.2	9.6	12.0	8.6
交通費	47.1	39.0	51.7	54.8	54.1	63.8
合宿・遠征費	22.5	28.6	19.0	17.6	14.2	16.0

「保護者会費」は「3万人未満」20.6%、「5万人未満」18.1%がほかにならべて高い。「合宿・遠征費」も同様の傾向で、「3万人未満」22.5%、「5万人未満」28.6%で支出する家庭が多い。反対に「交通費」は「3万人未満」47.1%と「5万人未満」39.0%がほかにならべて低く、「10万人未満」～「50万人未満」では5割台、「50万人以上」は63.8%と特に高い。

このように、人口規模の小さい自治体では部費や保護者会費、合宿費を支払う割合が高く、人口規模の大きい自治体では交通費の割合が高かった。ただし費用の総額(1章1.9参照)を比べると、平均値は「3万人未満」47,308円、「5万人未満」51,110円、「10万人未満」54,257円、「20万人未満」45,666円、「50万人未満」46,548円、「50万人以上」44,643円とおおよそ44,000～54,000円の範囲に収まり、人口規模との明確な関連はみられなかった。つまり、内訳には地域差があるものの、総額としては顕著な差がなく、全国的にはほぼ同水準といえる。

人口規模が小さい自治体で部費や保護者会費が発生する割合が高い点について、背景のひとつとして図表Ⅱ-2-2で示した運営体制の違いが考えられる。図表Ⅱ-2-2は私立・国立の学校や文化部も含めた集計値を示したが、公立の運動部に限定して算出すると、「主に外部指導者が実技指導を行っている」と回答した割合は「3万人未満」で38.2%にのぼり、部費や保護者会費の一部が指導者への謝金や交通費にあてられている可能性もある。

2.4 まとめ

以上、回答者が居住する市区町村の人口規模別に分析したところ、加入率や支出額では地域差が小さいことが確認された。保護者の関与は人口規模の小さい自治体、特に「3 万人未満」でほかの地域に比べて多く、送迎などは人口規模が小さいほど行う割合が高い傾向にあった。

従前から部活動には格差を縮減する機能があるとされてきたが、近年では家庭の経済状況などによる格差の存在も指摘され(中澤 2006、片岡 2010、清水 2021、宮本 2023)、本報告書でも世帯年収(1 章 1.3)や母親の就業形態(2 章 1 節)によって加入状況に差が生じることが確認された。それらと比較すると、地域差は相対的に小さい可能性が示唆される。本節では種目や活動実態まで踏み込んだ分析は行っていないため、質の面では地域差が存在する可能性は否めないが、少なくとも運動・スポーツの機会が一定程度、公平に提供されてきた点では、運動部活動の果たしてきた役割を評価できる。

一方、保護者の関与については地域差が認められる。同程度の費用であっても関与の内容に差があれば、人口規模の小さい地域ほど、より保護者の尽力によって活動がささえられているといえる。こうした労力は世帯年収の低い家庭ほど負担となり、子どものスポーツを妨げる要因となる傾向がある(1 章 2.3)が、今後は人口規模の小さい自治体がさらに増加し、保護者の役割も一層広がることが予想される。この先、部活動やスポーツクラブにおける地域差や家庭差がどのように変化するのかを明らかにするとともに、ユーススポーツに関する政策や施策の検討において、多様な家庭の子どもにスポーツをする権利を保障する視点を不可欠なものとして位置づける必要がある。

〔引用文献〕

- 片岡栄美 (2010) 子どものスポーツ・芸術活動の規定要因：親から子どもへの文化の相続と社会化格差 - Benesse 教育研究開発センター 編, 研究所報 学校外教育活動に関する調査 調査報告書, pp.10-24.
- 宮本幸子 (2023) 運動部活動と格差: 「青少年のスポーツライフ・データ」における加入率をもとに. 中澤篤史 編, 現代スポーツ評論, 48: 58-67.
- 中澤篤史 (2006) 部活動と学校外活動. 西島央 編著, 部活動 その現状とこれからの在り方. 学事出版, pp.114-126.
- 中澤篤史・西島央・矢野博之・熊谷信司 (2008) 中学校部活動の指導・運営の現状と次期指導要領に向けた課題に関する教育社会学的研究: 8 都県の公立中学校とその教師への質問紙調査をもとに. 東京大学大学院教育学研究科紀要, 48: 317-337.
- 西島央 (2015) 小・中学生の「放課後の過ごし方」と「1 年間の過ごし方」は居住地域でどう異なるか. https://benesse.jp/berd/up_images/research/2015_houkago_05.pdf, (参照日 2025 年 9 月 1 日).
- 西島央・矢野博之・中澤篤史 (2007) 中学校部活動の指導・運営に関する教育社会学的研究: 東京都・静岡県・新潟県の運動部活動顧問教師への質問紙調査をもとに. 東京大学大学院教育学研究科紀要, 47: 101-130.
- 清水紀宏 編著 (2021) 子どものスポーツ格差 体力二極化の原因を問う. 大修館書店.
- 常浦光希・嶋崎雅規・今宿裕・北島信哉・永谷稔・中路恭平・関朋昭・高岡敦史 (2024) 中学校における運動部活動イノベーションの実施状況に関する調査研究. 体育・スポーツ経営学研究, 37: 67-83.

3. 子どものスポーツにおける暴力受容に関する保護者の意識

立教大学スポーツウエルネス学部 助教 村本 宗太郎

3.1 スポーツ界における暴力発生と現状

わが国において、学校運動部活動や民間スポーツクラブをはじめとする子どものスポーツにおける暴力は、これまでも度々生じており、その都度問題視されながらもいまだ継続している課題である。スポーツ指導で指導者が子どもを叩く行為は、理由を問わず許されない暴力行為であるとして日本スポーツ協会や文部科学省により明示されている。

公益財団法人日本スポーツ協会は、スポハラ(スポーツ・ハラスメント)に言及する中で「暴力」について、「暴力とは、肉体的、精神的に傷つけるような不当な力を他者の身体に対して及ぼすことです。暴力が違法であることは、私たちが生きる社会の常識ですが、スポーツの世界では、暴力がむしろ正当化されてしまうことがあります。」(日本スポーツ協会, online)と説明し、暴力が社会のなかでは否定されることが常識でありながら、スポーツ界においては正当化されることに言及している。

学校教育では学校教育法第 11 条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と体罰を行うことはできない旨が明示されている。あわせて、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」(文部科学省, 2013)でも「体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)」として、「身体に対する侵害を内容とするもの」があげられている。以上の内容からも、スポーツ界における暴力は否定され、許容されない行為とされていることは明らかである。

しかし、実際には子どものスポーツにおいて暴力は今も発生し、頻繁に報道されている。同問題に関する報道では、「大会で成績を残した指導者は、被害当事者以外の部員や保護者が指導継続を望むケースがある」(朝日新聞, 2024)とされるように、スポーツ指導において暴力をふるった指導者が復帰することを、子どもの保護者が求める内容がみられる。子どものスポーツにおける暴力に対して保護者はどのような意識を有しているのか。

たとえば、セーブ・ザ・チルドレン(2021)は、スポーツに限らない調査において、子どもへのしつけのための体罰を何らかの場面で容認する回答者が 4 割程度おり、性別では男性が、年代では 40 代から 50 代の保護者が体罰を容認する割合が相対的に高いことを明らかにしている。

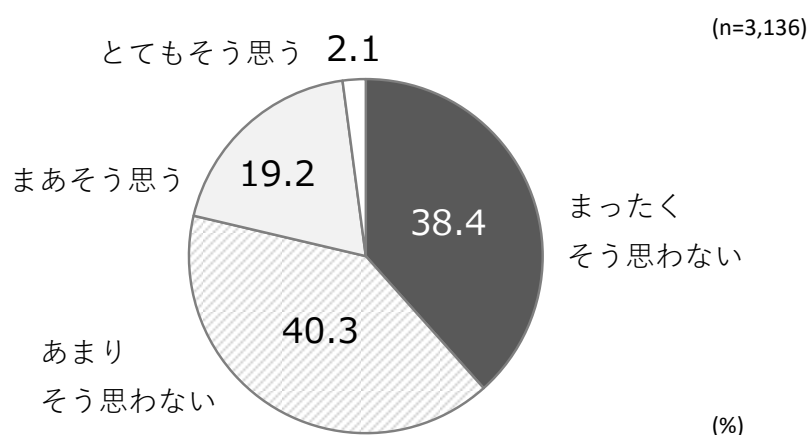
スポーツ場面における暴力と保護者との関係について言及した研究では、スポーツ指導に期待を寄せる保護者の特徴に着目した結果、中学生の保護者はスポーツの大会における勝利や好成績を求めるほど、指導者による体罰を容認すること(上野, 2023)や、体罰が発生する環境的要因として、「体罰容認社会風土」があげられ、部活動の生徒の保護者も将来的に体罰を肯定的に捉える可能性について言及されている(霜触ら, 2018)。

以上のことから、子どものスポーツにおける暴力の発生に関しては、直接暴力行為に及ぶ点で影響を与えている指導者だけでなく、保護者が影響していることも示唆されている。そこで本節では、子どものスポーツや運動部に対する考え方について質問した項目の中でも、「指導の一環であれば、指導者が子どもを叩いたりすることを容認する」とした設問(以下、「本設問」)に対する回答に着目し、保護者の属性と子どものスポーツにおける暴力に関する意識について検討を行う。

3.2 指導の一環としての暴力に対する保護者の意識

図表Ⅱ-3-1 に同設問に対する全体の回答結果を示した。子どものスポーツや運動部に対する考え方の中で、「指導の一環であれば、指導者が子どもを叩いたりすることを容認する」とした考え方に対して、「まったくそう思わない」が 38.4%、「あまりそう思わない」が 40.3%、「まあそう思う」が 19.2%、「とてもそう思う」が 2.1%という結果となった。

図表Ⅱ-3-1 指導の一環としての暴力に対する考え方



回答結果では、「まったくそう思わない」とする回答、つまり子どものスポーツ場面において指導の一環としてでも指導者が子どもを叩いたりすることをまったく容認しないとする回答は 38.4%という結果で 2 番目に高い割合を示していたが、最も高い割合を示したのは「あまりそう思わない」(40.3%)とする回答であった。「まったくそう思わない」および「あまりそう思わない」の合計は 78.7%であり、指導の一環としての暴力を容認しない意識が高い割合を示している結果となった。一方、指導としての暴力に対して容認する意識を有している回答(「まあそう思う」(19.2%)、「とてもそう思う」(2.1%))は 21.3%であった。

スポーツにおける暴力の否定および根絶は、2013 年に示された「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」以降、継続的にスポーツ界で言及されている。しかし、本設問で指導の一環であれば暴力を容認する保護者の意識が 2 割程度みられた結果は、一定程度の保護者が、スポーツ界が掲げる暴力根絶を目指す姿勢からは乖離した意識を有していることを明らかにしている。

また、指導としての暴力を容認しない回答の中でも、「まったくそう思わない」とした回答群と、「あまりそう思わない」とした回答群の間には、暴力に対する意識に差が認められることが推察される。指導としての暴力について、「まったくそう思わない」とした回答からは、スポーツ指導における暴力に対する強固な否定的意思があるように感じられるが、「あまりそう思わない」とした回答からは、原則として指導としての暴力は認められないが、時にはやむを得ない場面もあるのではないかと、という保護者の消極的な暴力受容に関する意識が潜んでいる可能性がある。

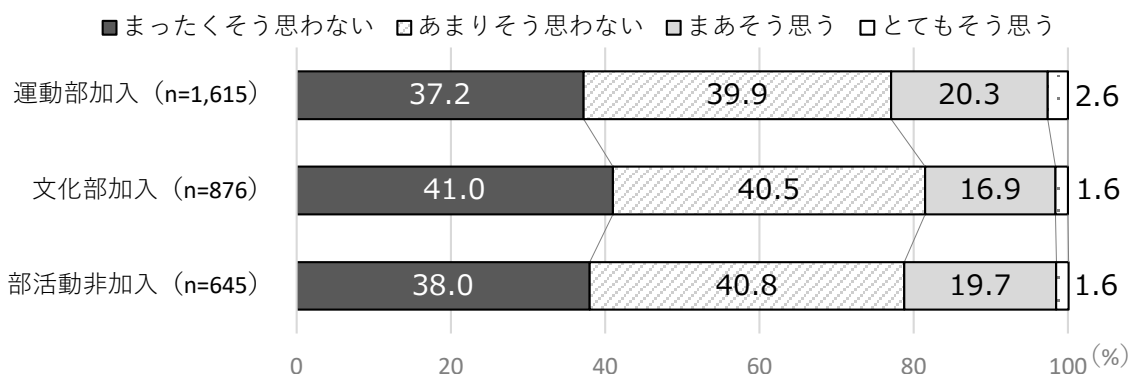
3.3 子どもが所属する部やクラブの属性と指導の一環としての暴力に対する意識

次に、指導の一環としての暴力に対する意識に関して、子どもが所属している部やクラブの違いに着目し検討を行った。図表Ⅱ-3-2 は学校部活動の加入状況に着目し、運動部、文化部、部活動非加入に分

け、指導の一環としての暴力に対する保護者の考え方について、部活動の種別によって差異が認められるか検討を行った結果を示している。

指導としての暴力の容認に関して、子どもが運動部加入の保護者は、「あまりそう思わない」が最も高く39.9%で、「まったくそう思わない」が37.2%、「まあそう思う」20.3%、「とてもそう思う」2.6%であった。同様に、子どもが文化部加入の保護者では、「まったくそう思わない」が41.0%で最も高く、「あまりそう思わない」40.5%、「まあそう思う」16.9%、「とてもそう思う」1.6%であり、子どもが部活動非加入の保護者は、「あまりそう思わない」が最も高く40.8%、「まったくそう思わない」38.0%、「まあそう思う」19.7%、「とてもそう思う」1.6%であった。加入状況別で比較すると、子どもが文化部加入の保護者の81.5%が指導としての暴力の容認に否定的であり最も高かったが、運動部加入の保護者(77.1%)、部活動非加入の保護者(78.8%)と大きな違いはみられなかった。

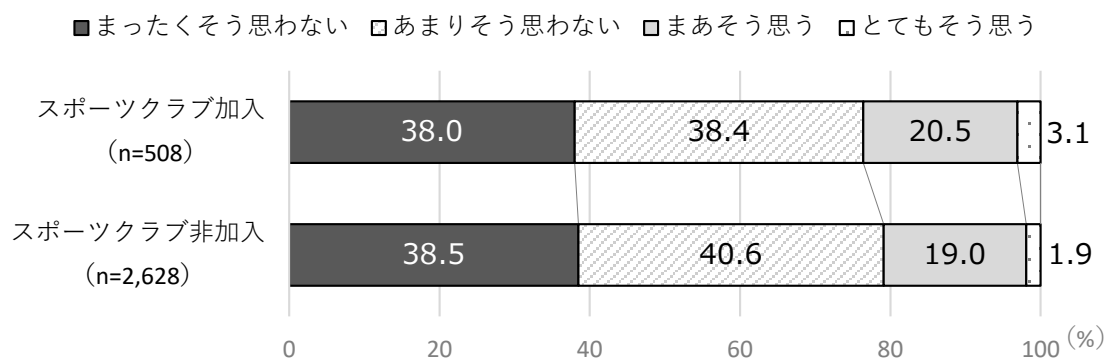
図表Ⅱ-3-2 部活動の加入状況と暴力に対する考え方



図表Ⅱ-3-3 は子どもが所属するスポーツ団体について、学校外部にあるスポーツクラブへの加入・非加入に分け、指導の一環としての暴力に対する保護者の考え方について、スポーツクラブ参加の有無によって差異が認められるか検討を行ったものである。

指導としての暴力の容認について、スポーツクラブ加入の保護者の76.4%、スポーツクラブ非加入の保護者の79.1%が否定的な意識を有している結果がみられ、両者の間に明確な差はないといえる。

図表Ⅱ-3-3 スポーツクラブへの加入と暴力に対する考え方



以上の結果にみられるように、子どもの学校部活動(運動部・文化部・部活動非加入)およびスポーツクラブ(スポーツクラブ加入・非加入)の加入状況と、指導の一環としての暴力に対する保護者の考え方との間には明らかな差は認められなかった。このことから、子どもがスポーツを行ったり、希望して入会する民間のスポーツクラブに所属したりしても、保護者が指導の一環としての暴力を過剰に肯定・容認する傾向はないと示された。

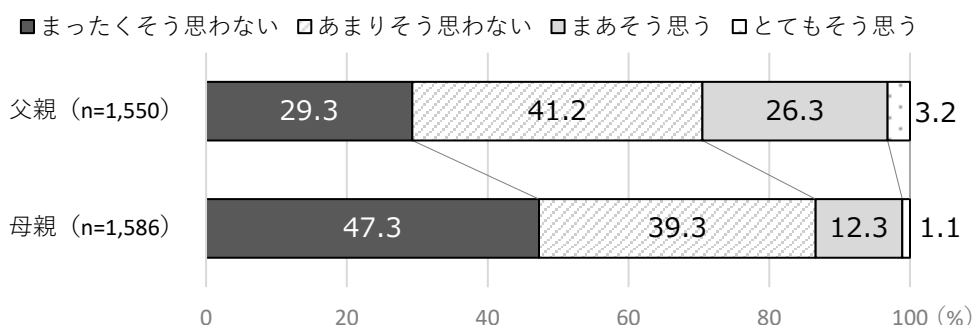
3.4 保護者の性別・年齢と指導の一環としての暴力に対する意識

次に、指導の一環としての暴力に対する意識に関して、保護者の性別および年齢による違いに着目し検討を行った。図表Ⅱ-3-4 は保護者の性別に着目し、父親と母親とに分け、指導の一環としての暴力に対する保護者の意識について、性別によって差異が認められるか検討を行ったものである。

性別と暴力に対する意識について結果をみると、指導としての暴力を受容する意識(「まあそう思う」+「とてもそう思う」)は、母親が13.4%であったのに対し、父親が29.5%であり、10ポイント以上の差がみられ、本調査では父親のほうが指導としての暴力を受容する意識が高い結果がみられた。

この結果はセーブ・ザ・チルドレン(2021)と同様であり、母親と比較して父親のほうが「指導の一環であれば、指導者が子どもを叩いたりすることを容認する」意識が強く、スポーツ指導における暴力に対する容認の意識が強くみられることが推察される。

図表Ⅱ-3-4 父母の指導の一環としての暴力に対する考え方

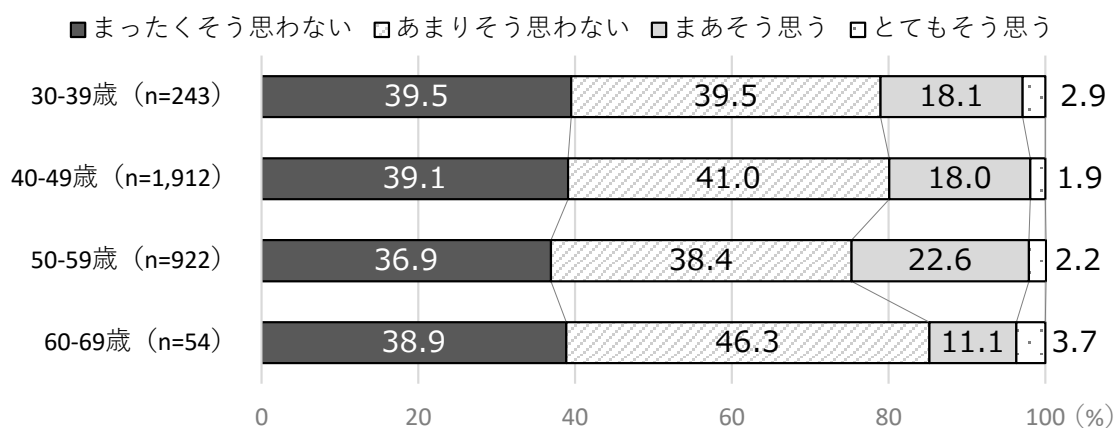


図表Ⅱ-3-5 では、保護者の年齢と暴力に対する意識に関する結果を示している。本調査の結果では50歳代の指導としての暴力に対して肯定的な意識を有している回答(「まあそう思う」+「とてもそう思う」)が、24.8%と最も高い割合を示しており、次いで30歳代(21.0%)、40歳代(19.9%)、60歳代(14.8%)という結果がみられた。

スポーツにおける年齢と暴力に対する意識について、これまでは年齢が高くなるほど保護者自身が学校教育や部活動で実際に暴力を受けた経験を有している可能性が高いことから、暴力を肯定する意識が強くなるという知見がみられていた。しかし、本調査の結果では確かに50歳代の指導としての暴力を受容する意識の割合は高いが、60歳代は最も低い結果となった。以上の結果から、指導の一環としての暴力の受容意識について検討する上で、年齢の違いを踏まえながらも、年齢による差以外の点に着目する必要があることが示唆された。

これまでの研究では、スポーツ指導者および保護者は、年齢が高いほど自身の経験から暴力容認意識が高く、若い世代ほど暴力に対して否定的であるという意見がみられたが、今回年齢差がないという結果が出たことは、今後のスポーツ指導における暴力の研究を進める上で示唆を与えるものであるといえる。

図表Ⅱ-3-5 保護者の年齢と指導の一環としての暴力に対する考え方



注 1) n 数の少ない 20 代(n=3)および 70 歳以上(n=2)は集計に含めていない。

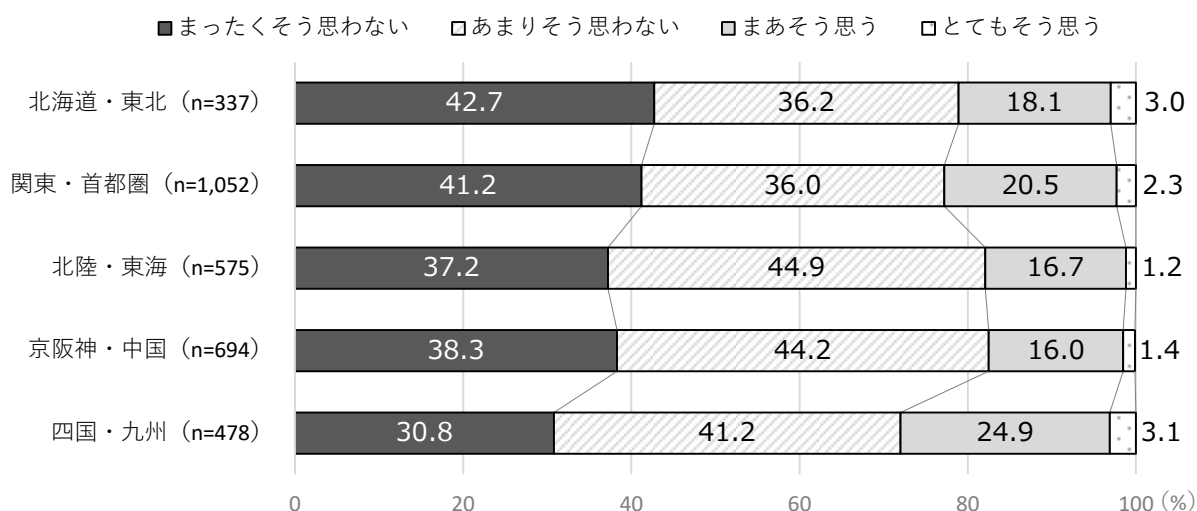
3.5 地域と指導の一環としての暴力に対する意識

次に、指導の一環としての暴力に対する意識に関して、日本国内の地域の違いに着目し検討を行った。

図表Ⅱ-3-6 は日本国内の都道府県を「北海道・東北」「関東・首都圏」「北陸・東海」「京阪神・中国」「四国・九州」に分け、指導の一環としての暴力に対する保護者の意識について、地域によって差異が認められるか検討を行ったものである。

その結果、地域と暴力に対する意識との間には違いがみられた。本調査における指導としての暴力に対して容認する意識を有している回答(「まあそう思う」(19.2%) + 「とてもそう思う」(2.1%))は 21.3%であったが、四国・九州(28.0%)および関東・首都圏(22.8%)の 2 地域が平均を上回る結果となった。今回の調査結果だけでは、指導の一環としての暴力受容意識と地域性の関連を断定することはできないが、現在、学校部活動から地域展開が進められている中で、子どもが安全にスポーツに取り組むことのできる環境を考える視点のひとつとして留意すべきではないだろうか。

図表Ⅱ-3-6 地域と暴力に対する考え方



3.6 まとめと今後の課題

本節では、子どものスポーツや運動部に対する考え方の中で「指導の一環であれば、指導者が子どもを叩いたりすることを容認する」とした設問の回答結果に着目し、保護者の性別、年齢、地域、子どもの所属している部活動やスポーツクラブといった属性と、子どものスポーツにおける暴力に関する意識について検討を行った。

その結果、指導の一環としての暴力を受容しない意識が 78.7%（「まったくそう思わない」38.4%、「あまりそう思わない」40.3%）であり、暴力を受容する意識と比較すると高い結果がみられた。この結果は、スポーツ界からの暴力根絶を目指す方向とおおむね合致している結果であるといえる。一方で、少数派であるといえども 20%程度の保護者が指導の一環としての暴力を受容する意識を有し、その意識が部活動に影響を与える場合、暴力が容認されるスポーツ環境の構築に寄与することも推察される。

本節で言及した内容では、保護者の性別はこれまでの調査・研究でも指摘されているように、父親のほうが暴力容認の意識が強いという結果が示された。一方で、本調査ではこれまでの調査・研究と異なり、年齢が上がるほど暴力を受容する意識が高まるわけではないという結果がみられた。

これまでのスポーツと暴力に関する研究では、年齢について、暴力受容に関する世代間意識の差という表現で、高い年齢層の人びとほど暴力受容の意識は高いと指摘されてきたが、本調査でそのような結果が認められなかったことは、今後スポーツと暴力の問題に注目する上で、対象者の年齢は参考とするべき項目として捉えながらも、年齢以外の点にも注目する必要性が喚起された意味において示唆的な結果であるといえる。

加えて本調査の結果の中でも、指導としての暴力を受容する保護者の意識について、日本国内で地域差がみられたことは興味深いものであるといえる。現在、進行している部活動改革の中で、スポーツ庁・文化庁は、「学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める」（スポーツ庁・文化庁、online、p.12）とし、保護者の協力を含めた関係者の連

携・協働による取り組みが求められると言及している。その際に、指導としての暴力を受容する意識を有する保護者の多寡が地域によって存在するという結果は、着目すべき視点になると考えられる。

本節では、保護者の属性と、指導の一環としての暴力受容意識に着目して分析を行ったが、今後は保護者が有している、スポーツに関する暴力以外の意識と指導の一環としての暴力受容意識についても検討する必要があるといえるだろう。また、3.2 でも言及したように指導としての暴力について「まったくそう思わない」とした保護者と、「あまりそう思わない」とした保護者間の分析を行うことも求められる。本節では両回答群をまとめて、指導の一環としての暴力を受容しない意識を有するものとして分析を行ったが、両回答群の保護者間では、スポーツと暴力だけではなく、スポーツに関する考え方の違いがみられることが推察される。今後、スポーツ界からの暴力根絶が目指され、子どもにとって安全なスポーツ環境を保持するためには、スポーツ指導者だけではなく、子どものスポーツをささえる保護者らについても検討を行っていくことが重要な課題といえる。

〔引用文献〕

朝日新聞（2024）（暴力とスポーツ）暴力的指導、去る生徒・戻る指導者 再教育受け復帰後「再発」、4度目処分. 2024年12月4日配信.

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（2021）子どもの体や心を傷つける罰のない社会を目指して.

公益財団法人 日本スポーツ協会（online）主な「スポハラ」について. <https://www.japan-sports.or.jp/spohara/punishment/>（参照日 2025年9月15日）

公益財団法人 日本スポーツ協会（online）スポーツ界における暴力行為根絶宣言. [https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/bouryokukonzetsusengen\(yoko\).pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/bouryokukonzetsusengen(yoko).pdf)（参照日 2025年9月15日）

文部科学省（2013）学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm（参照日 2025年9月15日）

霜触智紀・笠巻純一・中台桂林（2018）日本の中学校・高等学校の運動部活動における体罰に関する研究動向—顧問・指導者の怒りを取り巻く体罰の要因に着目して—. 日本教育保健学会年報, 25: 23-38.

スポーツ庁・文化庁（online）学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン. https://www.mext.go.jp/sports/content/20230216-spt_ori para-000012934_2.pdf（参照日 2025年9月15日）

上野耕平（2023）スポーツ指導者による体罰を助長する保護者からの期待. 香川大学教育学部研究報告, 9: 37-43.